

令和3年度の国内希少野生動植物種の選定について

1. 国内希少野生動植物種の指定状況について

- 環境省では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」とする。）に基づく「希少野生動植物種保存基本方針（以下「基本方針」とする。）」、平成26（2014）年に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（以下「保全戦略」とする。）や同年に中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会で示された「国内希少野生動植物種の新規指定等に関する基本的な考え方について」等を踏まえ、絶滅の恐れのある種の実態調査等を行い、国内希少野生動植物種の指定の検討を実施し、現在、395種が国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生動植物種、及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）に指定されている。
- また、保全戦略では2020（令和2）年までに国内希少野生動植物種を300種追加指定することを目標として掲げていたことから、令和2年度までに309種を追加指定した（平成26年度以降、年間30～60種程度を指定）。
- 平成29（2017）年の種の保存法の法改正の際の附帯決議として、「国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、2030年度までに700種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。」が求められている。

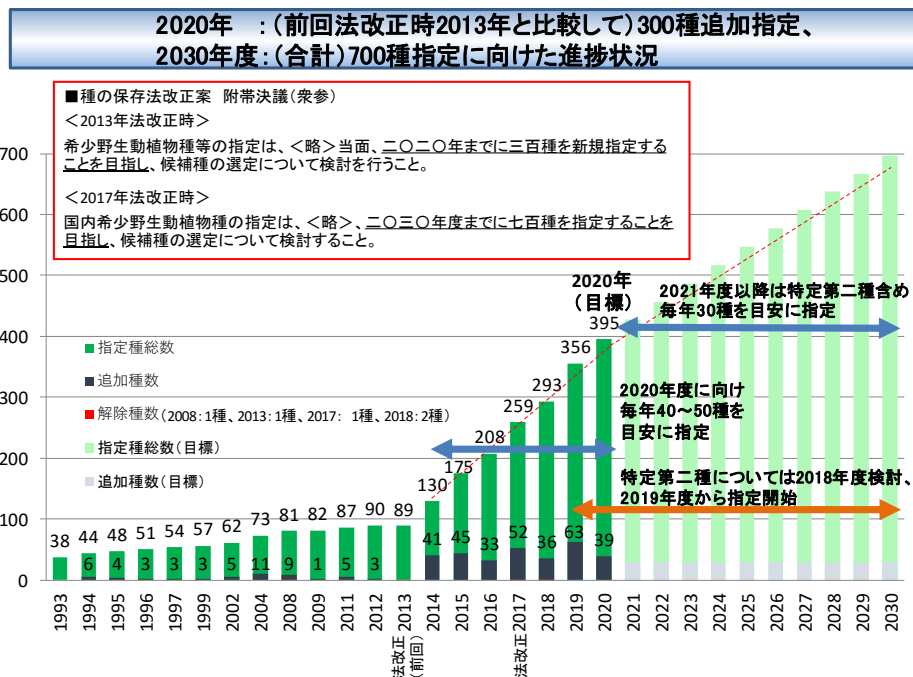


図1 国内希少野生動植物種の指定状況

2. 今年度の新規指定候補種について

(1) 今年度の指定について

- 今般、現地調査や専門家へのヒアリング調査等の結果に基づき、個体数や分布その他の必要な情報を得た上で、令和3年7月1日に開催された「国内希少野生動植物種の選定に関する検討会（非公開）」等において、各分野の有識者に国内希少野生動植物種への指定の必要性和有効性を了解いただいた、アサンショウウオ等の32種（動物28種、植物4種）について、国内希少野生動植物種の追加候補種とする（表1のとおり）。
- このうち、特定第二種国内希少野生動植物種25種、種の保存法第6条第2項第4号の政令で定める、卵の捕獲等の規制を適用する種として26種（サンショウウオ類全種）を指定する。
- 今回の指定候補種のうち、27種（動物25種及び植物2種）は日本固有種（又は固有亜種・固有変種）。

(2) 指定候補種における国民提案種について

- 募集を開始した平成26年度から令和2（2020）年12月末までの間に合計67種、のべ85件の提案を受理した。このうち令和2年は5種5件である。
- 提案を受理した種のうち25種は国内希少野生動植物種に指定済。今回は、カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイ及びカドハリイの3種（・変種）の指定を検討した。
- その他の39種のうち8種は絶滅の恐れが低いことから現時点では指定しない方針としており、それ以外の31種については引き続き検討する。
※ その他これまでの国民提案種の対応状況は参考資料4のとおり。

表1 令和3年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の指定候補種一覧

綱名	種名	卵・種子の指定	特定第二種
	サンショウウオ科		
四 両生綱	1) <i>Hynobius abuenis</i> (アブサンショウウオ)	●	●
	2) <i>Hynobius akiensis</i> (アキサンショウウオ)	●	●
	3) <i>Hynobius bakan</i> (ヤマグチサンショウウオ)	●	●
	4) <i>Hynobius boulengeri</i> (オオダイガハラサンショウウオ)	●	●
	5) <i>Hynobius dunni</i> (オオイタサンショウウオ)	●	●
	6) <i>Hynobius fossigenus</i> (ヒガシヒダサンショウウオ)	●	●
	7) <i>Hynobius guttatus</i> (マホロボサンショウウオ)	●	●
	8) <i>Hynobius hidamontanus</i> (ハクバサンショウウオ)	●	
	9) <i>Hynobius ikioi</i> (ベッコウサンショウウオ)	●	●
	10) <i>Hynobius iwami</i> (イワミサンショウウオ)	●	●
	11) <i>Hynobius katoi</i> (アカイシサンショウウオ)	●	
	12) <i>Hynobius kuishiensis</i> (イヨシマサンショウウオ)	●	●
	13) <i>Hynobius kunibiki</i> (イズモサンショウウオ)	●	●
	14) <i>Hynobius naevius</i> (ブチサンショウウオ)	●	●
	15) <i>Hynobius nebulosus</i> (カスマサンショウウオ)	●	●
	16) <i>Hynobius okiensis</i> (オキサンショウウオ)	●	●
	17) <i>Hynobius oyamai</i> (チクシブチサンショウウオ)	●	●
	18) <i>Hynobius sematonotos</i> (チュウゴクブチサンショウウオ)	●	●
	19) <i>Hynobius setoi</i> (サンインサンショウウオ)	●	●
	20) <i>Hynobius setouchi</i> (セトウチサンショウウオ)	●	●
	21) <i>Hynobius stejnegeri</i> (コガタブチサンショウウオ)	●	●
	22) <i>Hynobius tsurugiensis</i> (ツルギサンショウウオ)	●	
	23) <i>Hynobius utsunomiyaorum</i> (ヒバサンショウウオ)	●	●
	24) <i>Hynobius vandenburghi</i> (ヤマトサンショウウオ)	●	●
	25) <i>Onychodactylus kinneburii</i> (シコクハコネサンショウウオ)	●	●
	26) <i>Salamandrella keyserlingii</i> (キタサンショウウオ)	●	●
七 二枚貝綱	カワシンジュガイ科		
	27) <i>Margaritifera laevis</i> (カワシンジュガイ)		●
	28) <i>Margaritifera togakushiensis</i> (コガタカワシンジュガイ)		●
植物界	キク科		
	29) <i>Saussurea insularis</i> (シマトウヒレン)		
	カヤツリゲサ科		
	30) <i>Carex lehmannii</i> (センジョウスゲ)		
31) <i>Eleocharis tetraquetra</i> var. <i>tsurumachii</i> (カドハリイ)			
イネ科			
32) <i>Stipa alpina</i> (ヒゲナガコメスキ)			

3. 分類群ごとの指定の考え方について

(1) 小型サンショウウオ類の指定について

- 小型サンショウウオ類は、開発等に伴う生息地の減少等によって絶滅の恐れが危惧されていることに加え、近年、飼育目的とみられる販売量が増加しており、販売目的の大量捕獲等による生息状況への影響が懸念されている(図2)。

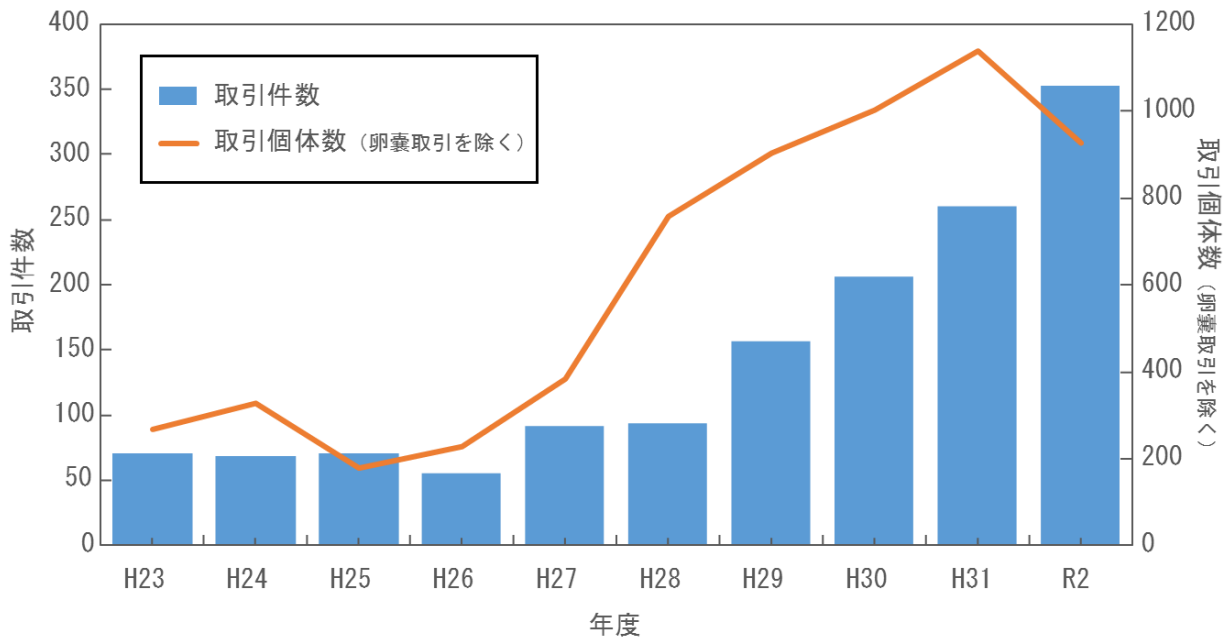


図2 絶滅危惧サンショウウオ類のネットオークションにおける取引件数・個体数(卵囊取引は除く)の年度推移

(集計方法)
 主要なオークションサイト(2社)における過去10年間(2011年4月1日から2021年3月31日まで)の取引レコードを主に環境省レッドリスト2020の掲載和名により検索し、バイアスとなる得るレコード(生体ではない取引や外国産の個体の取引等)を特定の文字列の抽出により検出し、削除して集計に使用した。「商品タイトル」の情報から、取引個体数に係る文字列を抽出し、1取引あたりの販売個体数を算出した。卵囊取引は個体数としてカウントすることが困難であるため、個体数の集計には含めていない。なお、「商品タイトル」から取引個体数に係る文字列を抽出できなかった場合は、原則1個体として扱った。

- この際、小型サンショウウオ類の一部の種のみを規制対象とした場合には、規制対象とされていない種に捕獲圧が集中する危険性がある。このため、今年度の指定の検討に当たっては、環境省レッドリスト2020において絶滅危惧種に選定されている(見込みを含む)小型サンショウウオについては全ての種に対して何等かの規制が適用される状態とし、取引を規制することを大きな目的とした。

- 流通状況を踏まえた販売・頒布目的での捕獲等・譲渡し等の規制の必要性、保全活動等に伴う捕獲等・譲渡し等が規制されないことによる多様な主体による保全活動等の促進といった観点から指定の効果を勘案し、絶滅危惧種の小型サンショウウオ類は特定第二種国内希少野生動植物種への選定を検討した。
- ただし、種の生息状況や生態の特徴を踏まえて、指定効果を総合的に判断し、特定第二種国内希少野生動植物種よりも国内希少野生動植物種が適する種については国内希少野生動植物種として選定した。
- また、既に都道府県の条例で捕獲等が規制されている種については、条例に加えて法による指定を行うメリット・デメリットを勘案し、種の保存法に基づく指定による効果が認められる場合には選定することとした。
- これにより、絶滅危惧種に選定されている（見込みを含む。）日本産小型サンショウウオ類全ての種（35種）に対して、県条例を含めた法的規制が適用されることになる（表2）。

表2. 小型サンショウウオ類の捕獲等に係る規制の適用状況

		レッドリストカテゴリ			計
		CR	EN	VU	
	絶滅危惧種（見込みを含む。）	5	13	17	35
捕獲等の規制 担保法令	既指定国内希少野生動植物種※1	4	2	1	35
	R3年度国内希少野生動植物種候補種※1	0	10	16	
	都道府県条例※2	1	1	0	

※1 特定第二種国内希少野生動植物種含む。

※2 種の保存法指定種以外のうち、生息地全域で条例指定種となっている種。

(2) カワシンジュガイ及びコガタカワシンジュガイの指定について

- カワシンジュガイ及びコガタカワシンジュガイは、開発等による生息地の減少や宿主となるサケ科魚類の減少等によって生息状況が悪化しており、ともに絶滅危惧種（環境省レッドリスト 2020 において IB 類 (EN)）に選定されている。
- 令和2年度の国民提案を受けて情報収集を実施したところ、生息地の減少に加えて、観賞用の淡水魚類の産卵母貝としての取引と推測される個体がインターネットオークション上で流通していること、その取引件数が近年増加傾向にあることが確認された。（図3）
- 生息状況の悪化による保全の必要性や流通状況を踏まえた販売・頒布目的での捕獲等・譲渡し等の規制の有効性の観点から、特定第二種国内希少野生動植物種に選定した。

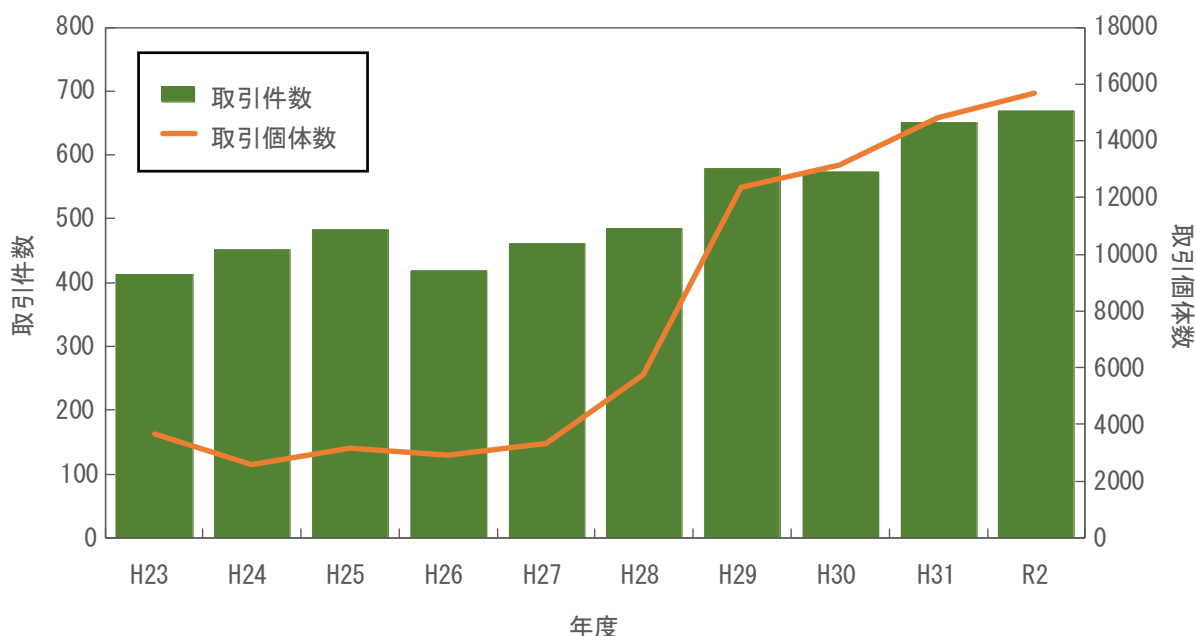


図3 カワシンジュガイ類の取引件数・個体数の年度推移

(集計方法) 図2と同様。

(3) 維管束植物の指定について

- 絶滅危惧種に選定されている種のうち、対馬の固有種1種（シマトウヒレン）、高山植物2種（センジョウスゲ、ヒゲナガコメススキ）、及び抽水植物1種（カドハリイ）を候補種として選定した。環境省レッドリスト2020において、シマトウヒレン、センジョウスゲ及びカドハリイは IA 類 (CR)、ヒゲナガコメススキは IB 類 (EN) にそれぞれ選定されている。

- シマトウヒレンは、シカの食害を受けて減少し、現在は対馬の限定された範囲でのみ確認されている。センジョウスゲもシカの食害により個体数が急激に減少し、現在は極めて限定的な範囲内でのみ確認されている。
- ヒゲナガコメススキは、シカによる食害の他、踏みつけ等の影響を受けて減少し、現在は極めて限定された範囲内でのみ確認されている。
- カドハリイは、霞ヶ浦の極めて限定された範囲でのみ確認されており、伝統的に行われていた火入れや刈取り等の湿地管理等が行われなくなったことによる環境の変化等の影響を受けて、急激に減少している。
- 以上の理由から、それぞれ現存個体数や分布域が極めて限定され、指定による保全の効果等を総合的に勘案し、国内希少野生動植物種として選定した。

4. 今後の指定について

- 絶滅の恐れのある野生生物種の生息・生育状況の調査や保全状況の情報収集等を継続し、国内希少野生動植物種の指定の有効性を検討していく。
- 特に、特定第二種国内希少野生動植物種については、令和元（2019）年度に先行して指定された3種（トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ及びタガメ）を含めて指定の効果や保全のあり方等も含めて検証を進める。
- 平成29（2017）年の種の保存法の法改正の際の附帯決議として、「国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、2030年度までに700種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。」が求められている。このため、今後は指定の効果や必要性等を十分に踏まえた上で、指定の推進を図る。